

学会刊行物の転載許諾申請方法

一般社団法人 日本側鬱症学会

2020年10月15日

一般社団法人 日本側鬱症学会が発行する刊行物の著作権は、一般社団法人 日本側鬱症学会に帰属しています。これらに掲載された図表などを利用する場合は、転載許諾申請を手続きいただくようお願い致します。本文の転載については改変を認めません。図表の転載についても原則として改変は認めませんが、必要な場合は事前に改変後の内容を本学会に示して申請してください。内容を吟味したのちに、最終的な許諾の可否について回答致します。

【一般社団法人 日本側鬱症学会の刊行物】

- * 本学会が発行する書籍
- * 学会 Web サイトに掲載する情報

【学術目的での利用】

非営利目的の研究や教育活動で利用される場合は無料です。必ず、ご利用になる著作物の出典を明示して下さい。学会刊行物については、転載許諾申請書を学会事務局に提出して下さい。

【営利目的での利用】

企業商品の販促活動、または、営利活動にともなう出版物でのご利用については著作権料を以下に示す料金表に従いお支払い下さい。本料金表は、すべての学会刊行物で適用されます。

- ① 商業誌、書籍などでの使用(電子書籍(CD、DVD等)までを含む) 図表1点につき1万円、引用文章100字までにつき1万円(税別)
- ② 企業活動のためのパンフレット、プレゼンテーション用資料、電子媒体資料(CD、DVD等) 図表1点につき5万円、引用文章100字までにつき5万円(税別)

- ③ ①または②に該当しない Web 上での公開書籍、発表資料（公的な学術団体が管理せず、協賛企業あるいはその他により企画され、不特定多数を対象とした Web 上での講演のための資料を含む。）

公開期間の年度ごとに図表 1 点につき 10 万円、引用文章 100 字までにつき 10 万円（税別）

- ④ 転載した資料が上記に挙げた条件にまたがって使用される場合は、加算して転載料を算出する。

いずれの目的の転載にしろ、後日、本学会が上記に抵触すると判断する事案を覚知した場合には、協議ののち担当者に資料の回収ないし削除、公的な謝罪かつ相応の賠償を求める可能性があります。

【転載許諾申請の手続き】

1. 転載許諾申請書に必要事項を記入の上、事務局あて郵送して下さい。
（下記の転載許諾申請書をダウンロードしてご利用下さい。）
2. 申請書類に基づき、学会にて審査を致します。
3. 審査結果を申請者に通知します。営利目的での利用については、あわせて請求書もお送りします。

[転載許諾申請書ダウンロード](#)